

## 経済産業省における研究開発評価について

### 1. 評価の背景、目的等

#### (1) 背景

経済産業省においては、「科学技術基本法」に基づき策定された「科学技術基本計画」、さらには同計画に基づく「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（以下、「大綱的指針」）のほか、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」及び同法に基づく「政策評価に関する基本方針」を踏まえ、「経済産業省技術評価指針」（以下、「評価指針」）を定めて研究開発評価を行っている。

本評価指針は、当省における技術に関する施策・事業の評価を行うに当たって配慮しなければならない事項を取りまとめたガイドラインである。これまで、大綱的指針は、数回に亘り見直しがなされており、その見直しを踏まえ、評価指針も改正し、研究開発評価を通して、国際的に高い水準の研究開発、社会・経済に貢献できる研究開発、新しい学問領域を拓く研究開発等、優れた研究開発の効果的・効率的な推進に努めているところである。

図1に経済産業省技術評価指針の位置付けを示す。

#### (2) 目的

研究開発評価は、政策マネジメントサイクルの一角をなす重要なプロセスであり、以下の点を目的に、技術に関する施策・事業の成果や実績等を厳正に評価するものである。

- ① より良い政策、施策への反映
- ② より効果的・効率的な研究開発の実施
- ③ 国民への技術に関する施策・事業の開示
- ④ 資源の重点的・効率的配分への反映

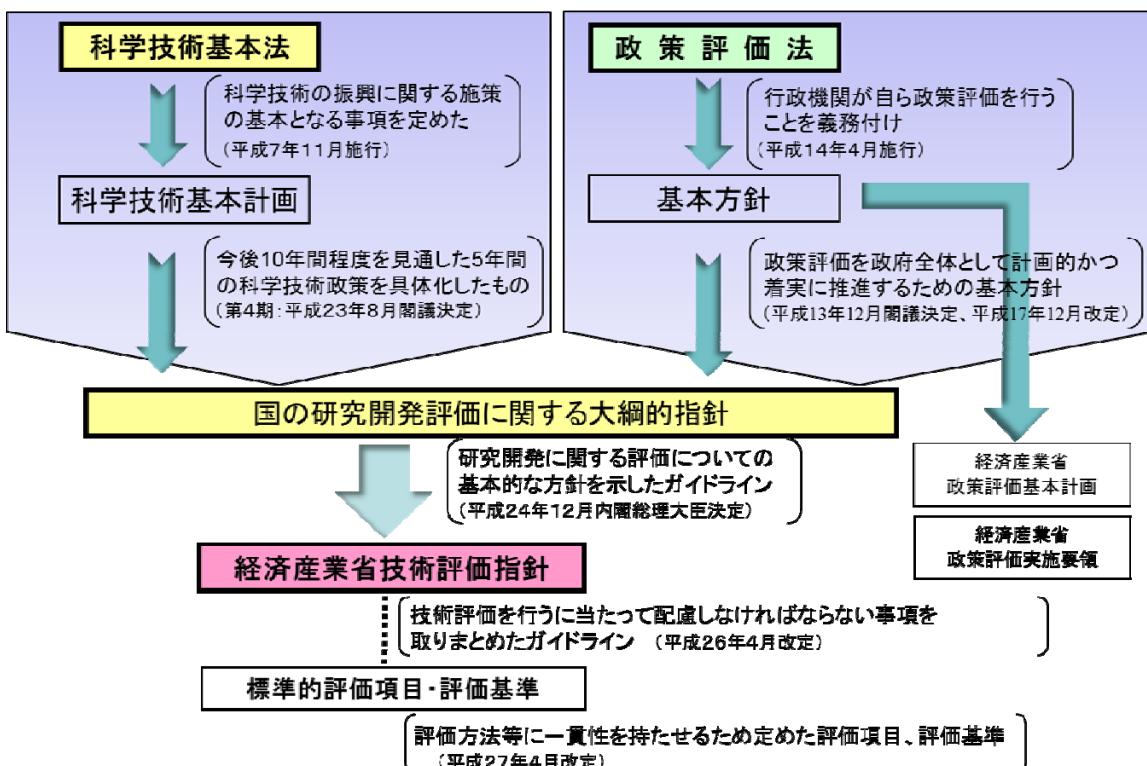


図1 経済産業省技術評価指針等の位置づけ

## 2. 実施方法

### (1) 評価の対象

当省において取り組んでいる「研究開発事業」を対象とする。

ここで、研究開発事業とは、研究開発プログラム（複数課題プログラム、研究資金制度プログラム）、研究開発課題（プロジェクト）をさす。

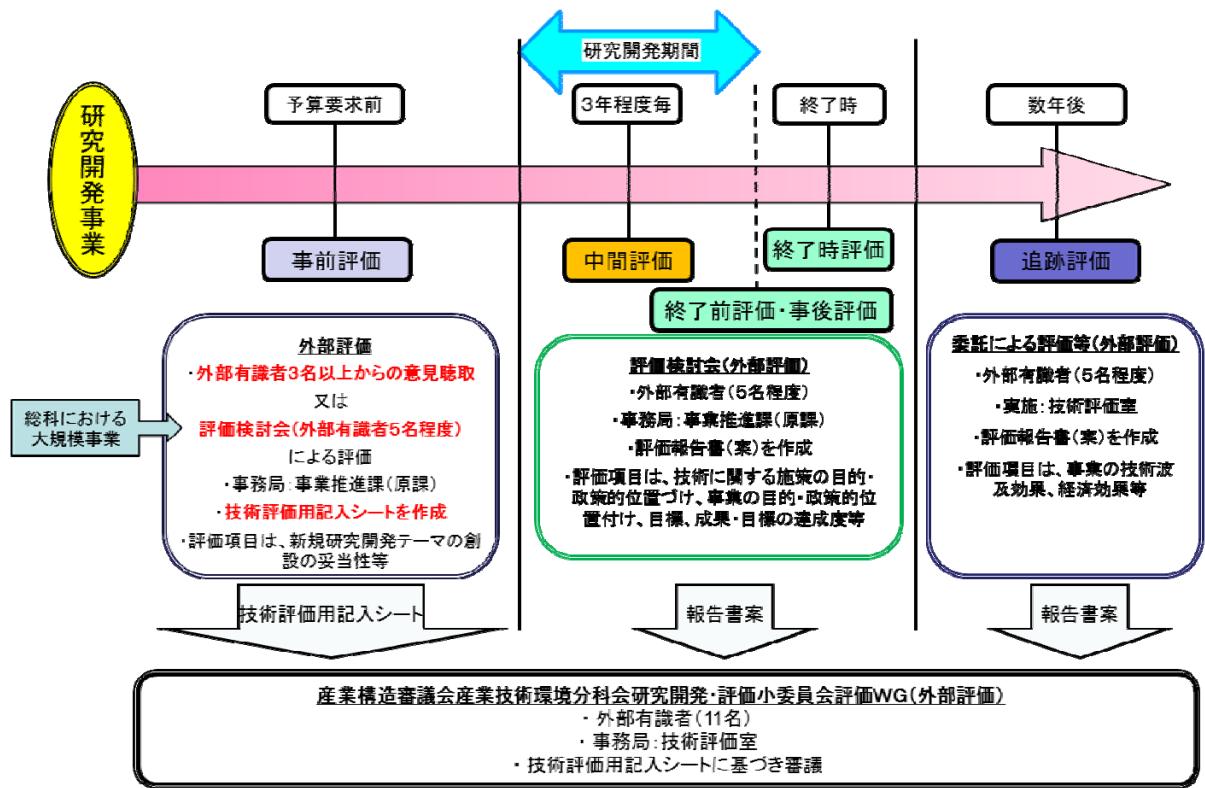
### (2) 評価の類型

研究開発評価は、その実施時期により、事前評価、中間評価、終了時評価及び追跡評価に区分される。

- ①事前評価：新規の技術に関する施策・事業の創設に当たり、概算要求前段階で実施する評価。
- ②中間評価：技術に関する施策・事業の開始後、3年程度ごとに実施する評価。
- ③終了時評価：技術に関する施策・事業の終了時に行う評価（施策・事業が終了する前の適切な時期に行う終了前評価と終了直後に行う事後評価がある）。
- ④追跡評価：終了後、一定年数経った技術に関する施策・事業についての評価。

### (3) 評価方法等

- ・研究開発評価は、評価検討会を設置し、外部有識者を委員とする外部評価の形態で行う。
- ・評価検討会でとりまとめられた評価報告書案は、産業構造審議会産業技術環境分科会研究開発・評価小委員会 評価ワーキンググループでの審議・了承を経て公開する。
- ・図2に、技術に関する事業評価の全体像を示す。



5

図2 「技術に関する事業」の評価の全体像

### 3. 評価項目・評価基準について

評価項目・評価基準等に一貫性をもたせるため「経済産業省技術評価指針に基づく標準的評価項目・評価基準」を定め評価を実施している。  
技術に関する事業に係る標準的な評価項目は、以下のとおり。

#### 【研究開発事業】

##### 1. 事業の目的・政策的位置付けの妥当性

- (1) 事業の目的は妥当で、政策的位置付けは明確か。
- (2) 国の事業として妥当であるか、国の関与が必要とされる事業か。

##### 2. 研究開発等の目標の妥当性

- (1) 研究開発等の目標は適切かつ妥当か。

##### 3. 成果、目標の達成度の妥当性

- (1) 成果は妥当か。
- (2) 目標の達成度は妥当か。

##### 4. 事業化、波及効果についての妥当性

- (1) 事業化については妥当か。
- (2) 波及効果は妥当か。

##### 5. 研究開発マネジメント・体制等の妥当性

- (1) 研究開発計画は適切かつ妥当か。
- (2) 研究開発実施者の実施体制・運営は適切かつ妥当か。
- (3) 資金配分は妥当か。
- (4) 変化への対応は妥当か。

##### 6. 費用対効果

- (1) 費用対効果は妥当か。

##### 7. 総合評価